

7. 公有財産管理システム（台帳）について

（1）公有財産台帳記載要領の概要

公有財産台帳記載要領（以下「記載要領」という。）は、規則第 60 条の規定により管財課長及び公有財産の分掌者が備えておくべき公有財産台帳の作成及び記載に関して必要な事項を定めるものである（記載要領第 1）。

台帳は、公有財産の現況を的確に把握し、財産管理を適正に行うために備えるものであるから、分掌者は、公有財産に取得、処分等の異動が生じた場合には、その都度速やかに台帳に記載しなければならない（記載要領第 21）。台帳には、規則第 60 条第 4 項の規定により、当該財産に関する図面及びその他の資料を整備しておかなければならない（記載要領第 3）。

また、分掌者は、毎年度末における公有財産の現在高を台帳に記載し、現在高に誤りがないよう公有財産の現状等と確認しなければならない。管財課長は、毎年度末における公有財産の現在高を台帳に記載し、規則第 62 条の規定による公有財産現在高調書と確認しなければならない（記載要領第 4）。

（2）公有財産の評価について

公有財産の評価は、「公有財産台帳評価額算定要領」（以下「評価額算定要領」という。）に基づいて実施される。評価額算定要領は、平成 18 年 4 月 1 日に制定され、規則第 60 条の規定に係る公有財産台帳に登載する評価額について、必要な事項を定めるものであり（評価額算定要領第 1 条）評価額は、土地は一筆ごと、建物は一棟ごとに設定するとされている（評価額算定要領第 2 条）。

土地の公有財産台帳評価額の算定は、以下の通りである（評価額算定要領第 3 条）。

新規購入する場合

A 購入...取得価格

B 交換、寄付受納及び譲渡...取得時の時価

土地が増加する場合...既存の財産の評価単価に増加後の面積を乗じた価格

土地が減少する場合...既存の財産の評価単価に減少後の面積を乗じた価格

建物の公有財産台帳評価額の算定は、以下の通りである（評価額算定要領第 4 条第 1 項）。

新築...当該工事に要した金額

購入...取得価格

交換、寄付受納及び譲渡...取得時の時価

増築...既存の建物の評価単価に増築後の面積を乗じた価格
移築、改築...既存の建物の評価額
模様替え...模様替えを行った年の評価額に当該工事に要した金額を加算した
価格
一部解体撤去...既存の建物の評価単価に解体撤去後の面積を乗じた価格

但し、建築年度と取得年度が異なる建物を取得した場合には、管財課長が別途定めた平成 11 年度営繕単価表の単価に工事費指数を乗じたものに残存率を乗じ、さらに面積を乗じて得た価格とする（評価額算定要領第 4 条第 2 項）。

評価替えは、土地については 3 年ごと、建物については毎年 1 月 1 日時点において、管財課長が行う（評価額算定要領第 6 条）。

土地の評価替えは、現時点の評価額に 3 年分の地価調査の市町村別全用途平均変動率を乗じるものとする。

建物の評価替えは、現時点の評価額に管財課長が別途定めた工事費指数を乗じ、さらに残存率を乗じるものとする。

上記算定要領に従い、平成 22 年 3 月 31 日時点においては、土地は平成 21 年 1 月 1 日、建物は平成 22 年 1 月 1 日に評価替えが行われている。

（ 3 ） 公有財産管理システムの概要

知事部局

現在使用している公有財産管理システムは、従来の手書きの台帳に代わり平成 13 年度から導入され、企業局及び病院局を除く全ての部局にて使用している。新規に購入した場合、売り払った場合等の入力方法については、「公有財産管理システム入力マニュアル」に記載されており、県政データベース上で各担当者に公開されている。

また、管財課長名で年 3 回、公有財産管理システムへの入力や事務処理についての通知が各所属長宛に配信され、速やかな対応が行われるようアナウンスされている。

但し、借受財産を取得した場合における、財産名称の登録方法、財産種別の入力方法等はマニュアル化されておらず、住所の記載方法も統一されていない。また、入力の承認手続きについてのマニュアルがなく、担当者が入力を誤った場合に修正されないなどの問題がある。

企業局

企業局は、企業会計が適用されるため、前述の公有財産管理システムではなく、企業局財務会計システムという公営企業会計システムを平成 17 年度から使用している。

固定資産の入力は、各所管課から財務管理課に提出された資料に基づき、財務管理

課が一括して随時行っている。決算対応としては、1 月末に事務処理の依頼文書が各所属長宛に配信され、速やかな対応が行われるようアナウンスされている。

病院局

病院局も企業局同様、企業会計が適用されるため、SOFIA というシステムを使用している。これは公立病院で多く使用されているシステムとのことである。

固定資産システムの入力（登録・変更等）は各病院で随時行っており、正しく入力されているかの確認は、システム管理者である総務課財務係が実施している。

毎月月次決算を行い、監査委員に月次報告を行っているが、この際に固定資産の増減も合わせて報告されている。